

都道府県支部	郵便番号	所在地	電話
北海道支部	060-0806	札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館内	011-747-1536
青森県支部	030-0802	青森市本町3丁目3-11 青森県労働福祉会館3階	017-773-6017
岩手県支部	020-0874	盛岡市南大通2丁目10番38号 岩手県民共済会館内	019-656-8277
宮城県支部	980-0802	仙台市青葉区二日町7-23 宮城自治労会館内	022-222-6844
秋田県支部	010-0971	秋田市八橋三和町6-17 秋田自治労会館内	018-862-9551
山形県支部	990-2402	山形市小立2丁目1-62 山形自治労会館内	023-664-1800
福島県支部	960-8042	福島市荒町1-21 協働会館内	024-521-0336
新潟県支部	950-0965	新潟市中央区新光町6-7 新潟自治労会館3階	025-281-8030
群馬県支部	371-0854	前橋市大渡町2-3-45 群馬自治労会館内	027-253-1177
栃木県支部	320-0052	宇都宮市中戸祭町821 栃木県労働者福祉センター5階	028-621-5888
茨城県支部	310-0801	水戸市桜川2丁目3番30号 自治労会館内	029-231-0484
埼玉県支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-5 埼玉県労評会館4階	048-838-5532
東京都支部	102-0072	千代田区飯田橋3-9-7 飯田橋丸ビル4階	03-6256-9916
千葉県支部	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6階	043-221-2800
神奈川県支部	232-0022	横浜南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館7階	045-251-7811
山梨県支部	400-0858	甲府市相生2-7-17 山梨県労働福祉センター1階	055-222-5200
長野県支部	380-8545	長野市県町532-3 長野県労働会館内	026-217-7667
富山県支部	930-0804	富山市下新町8-16 自治労とやま会館内	076-441-8220
石川県支部	920-0967	金沢市菊川2-26-18 石川自治労働文化会館内	076-261-0241
福井県支部	910-0836	福井市大和田2-517 自治労福井県本部会館	0776-57-0707
静岡県支部	422-8067	静岡市駿河区南町11-22 静岡労働会館2階	054-202-7250
愛知県支部	456-0002	名古屋市中区金山町1-14-18 全労済金山会館5階	052-678-3118
岐阜県支部	500-8069	岐阜市今小町15番地 自治労会館内	058-263-1614
三重県支部	514-8588	津市栄町2-361 三重地方自治労働文化センター内	059-272-4550
滋賀県支部	520-0043	大津市中央3-4-29 自治労会館(レイバズ館)内	077-524-0123
京都府支部	604-0867	京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHKビル2階	075-252-5937
奈良県支部	630-8133	奈良市大安寺5丁目12-16 奈良地域労働文化センター2階	0742-64-5511
和歌山県支部	640-8033	和歌山市本町4丁目6番地	073-431-7700
大阪府支部	530-0041	大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館2階	06-6242-2255
兵庫県支部	650-0004	神戸市中央区中山手通3-4-8 大東ビル4階	078-392-0821
岡山県支部	700-0086	岡山市北区津島西坂1-4-18 労働福祉事業会館3階	086-251-9431
広島県支部	733-0013	広島市西区横川新町7-22 自治労会館内	082-292-5496
鳥取県支部	680-0814	鳥取市南町505番地 自治労会館内	0857-21-3300
島根県支部	690-0874	松江市中原町14番地 しまね自治労会館1階	0852-59-9898
山口県支部	753-0063	山口市元町3-49 山口県勤労者自治センター内	083-922-7540
香川県支部	760-0066	高松市福岡町4-10-8	087-822-5608
徳島県支部	770-0847	徳島市幸町3丁目98 自治労プラザ内	088-623-2908
愛媛県支部	790-0066	松山市宮田町132 愛媛県勤労会館内3階	089-947-5061
高知県支部	780-0862	高知県鷹匠町2-5-47 高知県自治労会館内	088-824-0153
福岡県支部	810-0001	福岡市中央区天神5-6-7 福岡自治労会館3階	092-711-9541
佐賀県支部	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3-30 自治労会館内	0952-36-9555
長崎県支部	850-0057	長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館別館	095-822-2525
大分県支部	870-0035	大分市中央町4-2-5 ヌレイユ5階 こくみん共済 coop 大分推進本部内	097-536-6644
宮崎県支部	880-0806	宮崎市広島1-11-17 こくみん共済 coop 宮崎推進本部会館5階	0985-28-1901
熊本県支部	862-0954	熊本市中央区神水1丁目8-1 自治労熊本会館1階	096-383-0662
鹿児島県支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-401 鹿児島県労働者福祉会館内	099-258-6311
沖縄県支部	900-0029	那覇市旭町112-18 旭町会館1F	098-987-6626
社保労連	102-0084	東京都千代田区二番町5-7 JPビル5階	03-3239-1068
本部	102-8403	東京都千代田区六番町2-15 自治労第2会館	03-5276-0700

新しく組合員になられる方へ (出資金について)

こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)と自治労共済生協(日本自治体労働者共済生活協同組合)は、消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合連合会と同連合会に統合参加する生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になられる方は出資金100円をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となっていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、こくみん共済 coop と自治労共済生協の各種共済を利用することができます。

なお、すべての契約を解約された場合、または共済契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用しない場合は、すみやかに出資金返戻請求の手続きを行ってください。事業利用終了後3年が経過した組合員で、出資金の払い戻しの請求がなく、住所変更の手続きをされていない場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますことをご注意ください。

こくみん共済 (全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は
全労済の新愛称です。

[じちろうマイカー共済全国用/バンフレット2021年11月制度改定第1版]2021.8.00
(第1刷)2021.8.150,000

2021年11月
制度改定

こくみん共済 NEWS
5121A019

カーライフを応援する、頼れる補償

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

組合経由の加入で
自治労共済生協組合員には

団体割引適用

同居親族の車も団体割引

じちろうマイカー共済

納得あんしん
ひとまどめ

じちろうマイカー共済は「こくみん共済 coop」が引継ぎを行っています。

団体割引は多くの組合員の利用と
安全運転に支えられています。



7才の交通安全プロジェクト

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部は「7才の交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。

じちろうマイカー共済ならではの
3つのポイントで、カーライフをしっかりと守る!

- POINT 1**
安心のサポート体制
突然のお車のトラブルにも。
24時間365日対応!
- POINT 2**
充実の補償
さまざまな事故による損害を
しっかりカバー!
- POINT 3**
安心が広がる
特約・割引制度
無事故が続くほど
掛金がお手頃。
最大22等級、64%割引!

助け合いから生まれた
保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ポイント
補償内容
基本の補償
お車の補償
特約・割引
契約の条件など
掛金例
安心のサポート体制
1円差引の引当

じちろうマイカー共済は2021年11月に制度改定を行います。
本パンフレットでは制度改定後の内容を記載しています。

じちろうマイカー共済は『標準型』から

“じちろうマイカー共済”の基本補償は『標準型』からはじまります。『標準型』は組合員とその家族に手頃な掛金で安心を提供する補償セット型です。

“じちろうマイカー共済”は、この『標準型』をベースにさまざまな特約や割引、車両損害補償などを組み合わせることで、より組合員とその家族のニーズにあった補償にすることができます。

標準型(基本補償)

車種	対人賠償	対物賠償	人身傷害補償	無共済車傷害	搭乗者傷害特約	自損事故傷害特約	弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)
四輪自動車	無制限	無制限	5,000万円	無制限	なし※	—	あり
二輪自動車	無制限	無制限	なし※	無制限	500万円	1,500万円	あり
原付自転車	無制限	無制限	なし※	無制限	なし※	1,500万円	あり

※「なし」となっている補償は、任意で付帯することができます。

『車種』の解説

- 四輪自動車とは、自家用普通・小型乗用車、自家用普通・小型貨物車、自家用軽四輪乗用・貨物車をいいます。
- 二輪自動車とは、125ccを超える自家用二輪自動車をいいます。
- 原付自転車とは、125cc以下のミニバイクをいいます。

弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)

全力であなたを守ります!

公務員が交通事故などで起訴され、「禁錮」以上の刑に処せられた場合、特別な条例がない限り、「失職」します。そうなると生活の基盤となる日々の収入がなくなり、退職金の支給にも影響が出ます。そこで「じちろうマイカー共済」では、公務員の失職を防ぐための制度として、「弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)」を設け、起訴される前から担当者、顧問弁護士が協力し、全力であなたを守ります。刑事裁判の弁護士費用※はもちろん、起訴される前に要した弁護士費用※を支払います。

また、相手方に対して法律上の損害賠償請求をする場合や相手方との交渉を依頼したときなどの費用※も補償の対象となります。退職後に新規加入した退職者の方の標準型には、P.7の「弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)」に変更することもできます。※被共済者1人につきあわせて上限300万円まで支払います。

※下記試算例の適用等級は「20等級」となっていますが、車を購入された方が、初めて契約される場合は「6等級」からはじまり、毎年無事故が続けば1等級ずつ加算されます。他保険・共済からの切り替えをご検討の方は、所属の組合までご相談ください。

標準型(基本補償) あのハイブリッド車が標準型でこの掛金!

トヨタ・アクア(型式:NHP10、初度登録年月:令和1年10月)

月払掛金 **1,680円**(年払掛金19,200円)

試算条件

- 型式別掛金クラス：基本補償(対人)9クラス・(対物)9クラス・(人身傷害)8クラス
- 団体割引：あり ●適用等級：20等級(事故なし) ●運転者年齢条件：35歳以上補償
- 主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満 ●運転者限定特約：なし
- 新車割引：あり(車両損害補償も割引) ●ハイブリッド車割引：あり(車両損害補償も割引)
- その他特約・割引：なし



車両損害補償 さまざまなリスクから大切な愛車をがっちり守る!

月払掛金 **1,820円**(年払掛金20,810円)

試算条件

- 車両クラス(車両損害補償)：7クラス ●補償タイプ：一般補償
- 車両共済金額：140万円 ●車両自己負担額：なし ●付随諸費用補償：あり

車両損害補償の安心タイプ

一般補償



他車との衝突



落書き、いたずらなどによる破損



火災・爆発・自然災害



飛来中・落下中の他物との衝突



盗難



車以外の他物との衝突

※車両損害補償の内容は P.5~6 をご覧ください。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、車上荒らしなどによる盗難被害、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。



標準型(基本補償)



車両損害補償



月払掛金

3,500円
(年払掛金40,010円)

※記載の掛金は契約開始日を2021年11月1日とし、車両共済金額は2021年11月時点の車価表をもとに算出しています。

なお、型式別掛金クラスや車両共済金額の変動により、記載の掛金が変わる場合があります。

※団体割引率32.5%は2021年11月以降に発効する契約(新規契約の場合は補償開始日2021年10月1日以降)から適用されます。なお、団体割引率は将来変更される場合があります。

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償



相手方からの賠償では足りない分も補償してくれて、けがの完治までまかなえました。

北海道 女性

事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの実損害額*を補償します!

*実損害額とは「こくみん共済 coop」が定める基準にもとづき算出した額となります。



四輪車の標準型

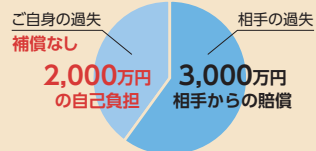
5,000万円

その他の補償額も選べます 無制限 2億円 1億円

二輪自動車・原付自転車は任意付帯となります。

例 自動車事故で契約者に後遺障がいが残り、実損害額が5,000万円。ご自身と相手方の過失割合が40:60の場合。

人身傷害補償がなければ



人身傷害補償があれば



(契約の共済金額が5,000万円以上の場合)

あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償がない自損・単独事故でも補償します。

実損害額*での補償とは別に「自動車事故傷害見舞金」を受け取れます。

ご家族や同乗者の方も!

被共済自動車に搭乗中の方を補償します。

主たる被共済者のご家族であれば、搭乗中はもちろん、歩行中の自動車事故でも補償します。

主たる被共済者のご家族も、後遺障がいを負った場合、ご自身同様に補償の対象です。

マイカー共済オリジナル!

自動車事故傷害見舞金

自動車事故にあわれたときには、実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障見舞金などを支払います。

〈例1〉死亡見舞金 **500万円** (事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

〈例2〉後遺障見舞金 **500万円** (後遺障等級第1級の場合)

〈例3〉入院見舞金 **10万円** (3日以上入院をした場合)

無共済車傷害

車に乗っている方すべてが自動車共済(保険)に加入しているとは限りません。無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方に賠償能力がない場合でも補償しますのでご安心ください。
※無共済車傷害はすべての契約に適用されます。

相手方への賠償

対人賠償



けがを負わせてしまった相手方とのトラブルもなく、解決まで円滑に進められました。

群馬県 男性

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責共済(保険)を超える分について共済金を支払います。



四輪・二輪・原付の標準型

無制限

相手側への万一の賠償には、高額になってもしっかり対応できる備えがあると安心です。

【裁判例にみる対人賠償の高額事例】

被害者と認定額	開業医	5億2,853万円
	大学生	3億9,725万円
	大学生	3億9,510万円

相手側のもしにも!

損害賠償責任額を**全額補償**します。
(自賠責共済の給付額を差し引いた分)

万一の高額賠償に備え**無制限**に設定しています。

相手方への賠償

対物賠償



レストランのフェンスを壊してしまいましたが、マイカー共済のおかげで修理対応できました。

栃木県 男性

車、家屋、電柱など、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に共済金を支払います。



四輪・二輪・原付の標準型

無制限

高額な賠償が発生しても頼れる、大きな安心を準備しておきましょう。

【裁判例にみる対物賠償の高額事例】

被害物と認定額	積荷(呉服・毛皮等)	2億6,135万円
	店舗・営業損害等	1億3,580万円
	電車・踏切	1億2,037万円

損害額に過失割合を掛けた、法律上の損害賠償責任額を支払います。

「対物超過修理費用補償」がすべての契約に適用!

こんなときにも!

相手方の自動車修理費用が**時価額を超えたとき**、「こくみん共済 coop」が認めた場合に、50万円を限度に差額を支払います。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

車の補償

車両損害補償



一般補償を選んでいたので、あて逃げの被害も補償してもらえました。対応も迅速・丁寧で信頼しています。
愛知県 男性

他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、あて逃げ、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※被共済自動車が四輪自動車の契約の場合に選択できます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等(キャンピング車・最大積載量が0.5tを超える普通貨物車・ダンプ装置のある軽四輪貨物車、改造により車種・用途が変更されている車など)により選択できない場合があります。被共済自動車が二輪自動車・原付自転車の契約では選択できません。

おすすめタイプは

一般補償

その他の補償タイプも選べます

エコノミーワイド
危険限定車両損害補償特約

エコノミー
自動車相互衝突損害補償特約



基本となる補償

○:補償します ×:補償しません

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド	エコノミー
他車との衝突*1		◎ あて逃げも補償	◎ あて逃げは対象外	◎ あて逃げは対象外
火災・爆発・自然災害*2		◎	◎	×
盗難		◎	◎	×
落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	×
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	×
車以外の他物との衝突		◎	×	×

おすすめ

追加でセレクトすればさらに安心の特約

補償の範囲	補償タイプ	一般補償	エコノミーワイド	エコノミー
車両損害の無過失事故に関する特約		セレクトOK	セレクトOK	セレクトOK
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		セレクトOK	セレクトOK	セレクトできません
新車買替特約		セレクトOK	セレクトOK	セレクトOK
補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)		セレクトできません	セレクトOK	セレクトできません
付随諸費用補償		セレクトOK	セレクトOK	セレクトOK

「もらい事故」で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

月払掛金430円 年払掛金5,000円
※車両共済金額が50万円を下回る場合は、掛金もそれに応じて低減します。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円を支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額を支払います)。

契約時に設定した新車価格相当額の50%を超える修理費の場合、補償します(盗難は対象外)。
※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。
※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合に契約できます。
※契約できる条件を満たさなくなった場合は契約更新時に自動的に取り外されます。
※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。

●車両共済金額が50万円以上の場合に契約できます。
●エコノミーワイドの補償範囲以外の損害については、30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。
※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。

代車費用補償
つぎの期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき7,000円を限度に支払います。
①事故により被共済自動車を修理している期間
②全損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間
※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

身の回り品補償
自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(身の回り品の盗難は自己負担額1万円)を限度に「ごくみん共済coop」の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

陸送等費用 走行不能*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸送車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度に支払います。

宿泊費用 やむをえず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1人につき1万円を限度に支払います。

帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1人につき1万円を限度に支払います。
*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。
●補償額限定一般補償と付随諸費用補償をあわせて契約される場合、付随諸費用補償の補償範囲について、一般補償またはエコノミーワイドが選択できます。

一般補償の支払いケース

あて逃げや車以外の他物との衝突などにも、一般補償なら幅広く備えられます。
警察などへの届出が必要です。

ケース1

「駐車場であて逃げにあい、車体が破損した」

車両の修理代を補償!



ケース2

「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を補償!

車以外の他物との衝突として補償されます。
※ガードレールの損害は対向賠償で補償されます。



*1 エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 *2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。

車両損害補償の自己負担額について ※車両共済金額が20万円以上の場合

自己負担額の設定により...

- ・損害額から設定している自己負担額を差し引いた金額を契約車両(被共済自動車)の補償額を限度に支払います。
- ・車両損害補償部分の掛金を抑えることができます。

実際の自己負担が発生しない場合もあります。

- ・車両損害の程度が全損の場合は契約車両(被共済自動車)の補償額・車両同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収金)が、設定しているときはご自身の自己負担額は発生しません。

[自己負担額] - [相手からの回収金] が実際の自己負担額となります。

合、「自己負担なし」を選択できません。また、自も、契約更新時の車両共済金額が20万円未満にならないと、自動的に「自己負担なし」となりますのでご注意ください。

全額を支払います。
自己負担額を超えて支払われたと

安心をプラスする
特約

ここをチェック

- 自転車事故で加害者になったときの備えはありますか。
- 自動車以外の交通事故にも備えていますか。

さまざまな場面であなただを力強くサポート。

ケース1

「電車や自転車に乗っているときも安心を備えたい」



交通事故による損害を幅広く補償します。

 **交通事故危険補償特約**    月払掛金150円 年払掛金1,800円 (人身傷害補償5,000万円の場合)

自動車(二輪・原付を含む)事故以外で、電車や自転車に乗っているときなどの「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額*1を補償します。
 *1 実損害額とは「こくみん共済 coop」が定める基準にもとづき算出した額となります。
 *2 人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額で契約できます。掛金は契約補償額により異なります。
 *3 一部補償の対象とならない場合もあります。

ケース2

「もし子どもが、自転車事故の加害者になってしまったら…」



最高1億円の補償で高額事案にも対応します。

 **自転車賠償責任補償特約**    月払掛金80円 年払掛金880円

自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。
自転車事故による高額賠償事例 9,521万円
 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
 ●ご家族が自転車複数台所有していても1契約で補償します。
 ※原付自転車は対象になりません。
 ※こくみん共済 coop の個人賠償責任補償と補償が重複する場合があります。
 ●示談交渉サービス付き。
 <示談交渉サービスを利用する際には下記の条件を満たす必要があります>
 ●共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権(被害者)より損害賠償請求を受けている。
 ●1回の事故による法律上の損害賠償の責任額が1億円(支払限度額)の範囲内の事故である。
 ●「こくみん共済 coop」が示談交渉を行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者(被害者)が同意している。


「もらい事故の相手との交渉を弁護士に依頼したい」



弁護士費用等補償特約で示談交渉や訴訟費用をサポート!

 **弁護士費用等補償特約**   

*退職後に新規加入の退職者の方の標準型に付帯されています。
 ●交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼が必要となる費用を被共済者1人につき最高300万円まで支払います。
 ※自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。
 ※補償を受ける場合は、あらかじめ「こくみん共済 coop」の同意が必要となります。
 ※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」をさします。
 ●法律相談費用を、10万円を限度に補償します(一部対象とならない費用もあります)。

搭乗者傷害特約*2  二輪自動車・原付自転車はP.15~16を参照

任意でセット

契約車両の運転者や同乗者が自動車事故で死傷した場合に定額で共済金を支払います。

搭乗者傷害特約*1	支払い例	入院の場合	日額7,500円
		通院の場合	日額5,000円
		支払限度日数	事故日より200日
		死亡等の補償額	1,000万円または500万円

 **搭乗者傷害特約家族限定補償型**    **7%割引**

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚*3の子)に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が7%割引となります。

 **マイバイク特約** 

基本補償(四輪自動車)に付帯することで、総排気量125cc以下または定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚*3の子)の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車でも事故を起こしても被共済者からのお申し出があり「こくみん共済 coop」が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先して支払います。
 - ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。
- ※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

*2 人身傷害補償と合わせて契約することも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。
 *3 未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。

掛金を抑える

特約・割引①

ここをチェック

- 運転される方の年齢や範囲に応じて受けられる割引を活用していますか。

運転者の条件に応じて、掛金の負担を軽減。

車を運転する方の**年齢**を限定することで割引が受けられます。

 **運転者年齢条件**  

運転する方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償*4	35歳以上補償*4
---------	---------	-----------	-----------

運転者年齢条件を設定している場合で、別居の既婚の子、友人・知人等、ご家族*5以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

*「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、同居の親族、別居の未婚の子*6、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。

 **子供特約**  

子どもも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
---------	---------	---------

- 【子どもの範囲】
- 主たる被共済者の同居の子
 - 主たる被共済者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の別居の未婚の子*6
 - 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*6

車を運転する方の**範囲**を限定することで割引が受けられます。

 **運転者本人・配偶者限定特約*7**    **8%割引**

ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が8%割引となります。

*別途、運転者年齢条件を選択する場合は、主たる被共済者・配偶者とも運転者年齢条件の範囲内であることが必要です。

	運転される人の範囲			
	主たる被共済者、配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人・配偶者限定特約	○	—	—	—
特約を付帯しない	○	○	○	○

ご注意
同居の親族、別居の未婚の子*6、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。

*4 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時での主たる被共済者の年齢に応じて掛金が算出されます。
 *5 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事する使用人を含みます。
 *6 未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。
 *7 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

掛金を抑える 特約・割引②

✓ **ここをチェック**

☐ ご自身のお車で受けられる割引があるか確認しましたか。

車の型式などにより受けられる、さまざまな割引。

※下記の各種割引を受けるためにはお申し出が必要です。

衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 **9%割引**

下記の条件を満たす場合に掛金が9%割引となります。

- 被共済自動車が普通・小型乗用車、軽四輪乗用車であること。
- 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が搭載されていること。
- 被共済自動車の型式が発売された年度(4月ばじり)に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。

※衝突被害軽減ブレーキ(AEB)とは、「自動車前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。
 ※AEB装置の有無は、ご申告いただけますが、あわせて「こくみん共済 coop」が「車台番号」[型式発売年月]をもとに、AEB装置の有無を確認します。適用条件を満たしている場合に、AEB割引を適用します。

※車両損害補償の付随諸費用補償、地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約は、AEB割引の対象外となります。

ハイブリッド車割引*1 **3%割引**

被共済自動車が「こくみん共済 coop」指定の低公害自動車である場合は、掛金が3%割引となります。「こくみん共済 coop」の指定する低公害自動車とは、つぎの①～⑥の自動車に限ります。

- 電気自動車
- 天然ガス(CNG)自動車
- メタノール自動車
- ハイブリッド自動車
- 液化石油ガス(LPG)自動車
- 燃料電池自動車

福祉車両割引*1 **7%割引**

被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

*1 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。

標準型(基本補償)に自動的にセットされます!

※P.19をあわせてご覧ください。

新車割引

	6等級(前契約なし)	左記以外
普通・小型乗用車	14%割引	7%割引
軽四輪乗用車	8%割引	2%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車(普通・小型乗用車、軽四輪乗用車)の初度登録(検査)年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数契約割引*1 **3%割引**

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 **19%割引** **3%割引**

すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・原付自転車では3%割引となります。

セカンドカー割引*1

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

無事故割引等級&割引率

長期間、無事故の優良ドライバーを応援します!

最大22等級、64%割引!  

等級別掛金率は原付自転車には適用されません。

- じちろうマイカー共済は安全運転で無事故を続けられた方を応援するため**最大22等級、64%割引**となります。
- 初めて契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- 共済期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。

7等級以上の契約の割引率について

共済期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率(事故有係数)が一定期間適用されます。

■適用等級が10等級となる場合の例



■事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故であった場合



*2 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合(前契約なし)は、7%の割増率が適用されます。

等級別割引・割増率表

等級	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%
21	-64%	-43%
20	-64%	-43%
19	-60%	-41%
18	-58%	-40%
17	-57%	-38%
16	-55%	-36%
15	-54%	-34%
14	-53%	-33%
13	-52%	-31%
12	-51%	-29%
11	-50%	-28%
10	-45%	-26%
9	-43%	-24%
8	-32%	-22%
7	-26%	-21%
6 ^{*2}		-10%
5		10%
4		30%
3		50%
2		64%
1-1		85%
1-2		100%
1-3		110%
1-4		120%
1-5		130%

割引 ↑ 割増 ↓

標準型(基本補償)に自動的にセットされます!

※P.19をあわせてご覧ください。

被害者救済費用等補償特約

被共済自動車の欠陥や不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済するための費用を補償します。

共済金額		等級
人身事故	対物事故	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。
対人賠償と同額	対物賠償と同額	

無共済車傷害補償

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障を負ったとき、相手方から十分な補償が受けられないときに支払います。

他車運転危険補償

他車運転資格者^{*3}が「**臨時に「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき**、被共済者からのお申し出があり、「こくみん共済 coop」が認めた場合には、**じちろうマイカー共済から優先して支払います**。^{*5}借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらず支払いますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

- *3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子をさします。
- *4 被共済自動車と同一の用途・車種に限ります。一部、対象とならない自動車がありますので、詳細は、「こくみん共済 coop」までお問い合わせください。
- *5 加入している契約内容にもとづいて支払います。

契約の条件

(加入資格)

“じちろうマイカー共済”の
契約者となることができる方は、
自治労共済生協の生協組合員です。

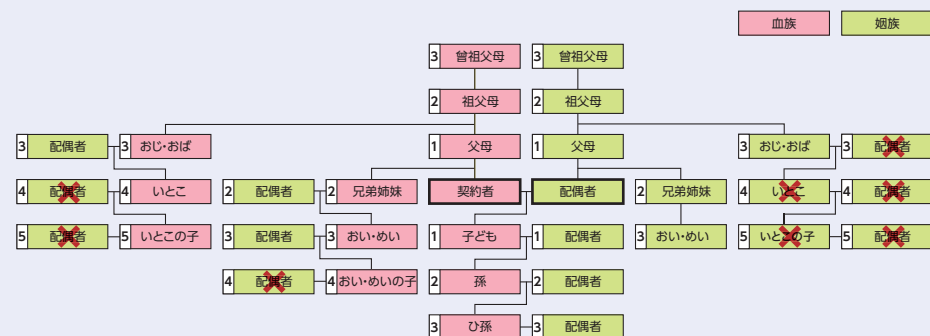
次の方が『主たる被共済者』として加入できます

『主たる被共済者』とは、
被共済自動車を主に使用する方で、
かつ、右記①から④に定める方のうち
共済証書に記載される方
1人となります。

- ① 契約者
- ② 契約者の配偶者
(内縁および同性パートナーを含みます。ただし、契約者またはそれらの方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
- ③ 契約者の同居の親族
- ④ 契約者の配偶者の同居の親族

親族とは

民法第725条(親族の範囲)に規定されている「6親等内の血族」「配偶者」「3親等内の姻族」をいいます。
(下図は一部省略しています。)



同居とは

同居とは、同一家屋に居住していることをいい、同一家屋に居住していれば、生計が同一であるかや扶養関係は問いません。なお、契約者の配偶者は、契約者と同居していなくても『主たる被共済者』となることができます。

主たる被共済者の範囲など、不明な点がありましたら、各都道府県支部までお問い合わせください。

加入できる 自動車の範囲など

加入できる自動車		
普通車・小型車	自家用普通乗用車、 自家用小型乗用車、自家用小型貨物車 自家用普通貨物車	自家用の8ナンバーで車検証の車体の形状が車いす移動車(身体障害者輸送車)、「自動車の種別」が『普通』または『小型』の場合は自家用普通乗用車・自家用小型乗用車に含まれ、『軽自動車』の場合は自家用軽四輪乗用車に含まれます。
軽四輪車	自家用軽四輪乗用車、 自家用軽四輪貨物車	
二輪自動車	自家用二輪自動車	
原付自転車	総排気量125cc以下の原動機付自転車	
加入できない主な自動車	①乗用車で乗車定員10人超の自動車 ②貨物車で最大積載量2t超の自動車 ③ダンプカー(ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除く) ④違法改造車 ⑤有償で人または貨物を運送することのある自動車 ⑥危険物を積載することのある自動車 ⑦放送宣伝車 ⑧事務室車	

型式別掛金クラス

普通・小型乗用車と軽四輪乗用車の掛金は、車種ごと・補償内容ごとの危険率をもとに掛金を算出する型式別掛金クラスに分かれています。

		普通・小型乗用車	軽四輪乗用車
基本補償	対人賠償・ 自損事故傷害	型式別掛金 17クラス	型式別掛金 3クラス
	対物賠償		
	人身傷害補償・ 搭乗者傷害		
車両損害補償		型式別掛金 17クラス	型式別掛金 3クラス

■型式別掛金クラスとは?

普通・小型乗用車、軽四輪乗用車について、事故実績に応じて型式別に掛金を設定します。同一の車名でも型式別に事故実績などが異なるため、掛金が異なる場合があります。また、**年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金引き下げ、引き上げとなる場合があります。**

※新しく発売された型式については、事故実績の蓄積がないことから、排気量をもとにクラスを設定します。
※二輪自動車・原付自転車には、型式別掛金クラスは導入されません。

車両損害補償を付帯することができない自動車

車種・用途	詳細
普通貨物車	最大積載量が0.5tを超える自動車
軽四輪貨物車	ダンプ装置のある自動車
二輪自動車	
原付自転車	
普通乗用車	特種用途 キャンピング車
小型乗用車	
軽四輪乗用車	

※四輪自動車であっても車種・用途や型式等により、上記以外の自動車でも付帯できない場合があります。また、車種表における当該型式の有無や補償額の限度・設定等の関係から契約できない場合があります。

●掛金は車種や算出条件などによって異なります。下記以外の車種や算出条件での掛金、また車両損害補償については、**“じちろうマイカー共済”は、家計にやさしい掛金です！ 団体割引32.5%***が適用されています！

所属の組合を通じて各都道府県支部までお気軽にお問い合わせください。

*掛金体系の変更、職域掛金の廃止に伴い割引率が変更されました。
*団体割引は、車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。また、毎年11月時点の実績により変動することがあります。

掛金例 普通・小型乗用車の場合

標準型(基本補償) あの人気のミニバンが標準型でこの掛金！

トヨタ・ヴォクシー(型式:DBA-ZRR80W、初度登録年月:令和1年10月)

運転者年齢条件26歳以上でも

月払掛金 **1,920円** (年払掛金21,970円)

●型式別掛金クラス：基本補償(対人)5クラス・(対物)5クラス・(人身傷害)7クラス
●団体割引：あり ●適用等級：15等級(事故なし) ●運転者年齢条件：26歳以上補償
●主たる被共済者年齢区分：30歳未満 ●運転者限定特約：なし
●新車割引：あり(車両損害補償も割引) ●その他特約・割引：なし

掛金例 軽四輪乗用車の場合

標準型(基本補償) あの人気の軽自動車が標準型でこの掛金！

ホンダ・N-BOX(型式:DBA-JF3、初度登録年月:令和3年4月)

運転者年齢条件21歳以上でも

月払掛金 **3,480円** (年払掛金39,850円)

●型式別掛金クラス：基本補償(対人)1クラス・(対物)1クラス・(人身傷害)2クラス
●団体割引：あり ●適用等級：10等級(事故なし) ●運転者年齢条件：21歳以上補償
●主たる被共済者年齢区分：なし ●運転者限定特約：なし
●新車割引：あり(車両損害補償も割引) ●その他特約・割引：なし



車両損害補償 さまざまなリスクから大切な愛車をがっちり守る！

月払掛金 **2,640円** (年払掛金30,160円)

●車両クラス(車両損害補償)：7クラス ●補償タイプ：一般補償
●車両共済金額：230万円 ●車両自己負担額：5万円 ●付随諸費用補償：あり

車両損害補償 さまざまなリスクから大切な愛車をがっちり守る！

月払掛金 **2,820円** (年払掛金32,200円)

●車両クラス(車両損害補償)：3クラス ●補償タイプ：一般補償
●車両共済金額：210万円 ●車両自己負担額：10万円 ●付随諸費用補償：あり

車両損害補償の安心タイプ

一般補償

- 他車との衝突
- 落書き、いたづらなどによる破損
- 火災・爆発・自然災害
- 飛来中・落下中の他物との衝突
- 盗難
- 車以外の他物との衝突

※車両損害補償の内容はP.5~6をご覧ください。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、車上荒らしなどによる盗難被害、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。

車両損害補償の安心タイプ

一般補償

- 他車との衝突
- 落書き、いたづらなどによる破損
- 火災・爆発・自然災害
- 飛来中・落下中の他物との衝突
- 盗難
- 車以外の他物との衝突

※車両損害補償の内容はP.5~6をご覧ください。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、車上荒らしなどによる盗難被害、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。

標準型(基本補償) + 車両損害補償 = 月払掛金 **4,560円** (年払掛金52,130円)

標準型(基本補償) + 車両損害補償 = 月払掛金 **6,300円** (年払掛金72,050円)

※記載の掛金は契約開始日を2021年11月1日として算出し、車両共済金額は2021年11月時点の車両費をもとに算出しています。なお、型式別掛金クラスや車両共済金額の変動により、記載の掛金が増減となる場合があります。
※団体割引32.5%は2021年11月以降に発効する契約(新規契約の場合は補償開始日2021年10月1日以降)から適用されます。

ネットでも掛金試算ができます

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部ホームページでも掛金試算ができます。
➔ <https://www.zenrosai.coop/zenkoku/jichiro/jichiro.php> (アクセスコード：jichiro)

こちらからもアクセスできます



【人身傷害補償】と【搭乗者傷害特約】の補償内容について

【じちろうマイカー共済】では四輪自動車は標準型に【人身傷害補償(5,000万円)】が自動付帯されており、自動二輪車・原付自転車は任意付帯となっています。なお、四輪自動車では任意で【搭乗者傷害特約】を、自動二輪車・原付自転車では【人身傷害補償】の付帯もできます。

(標準型の付帯内容はP.1.【人身傷害補償】の内容はP.3.【搭乗者傷害特約】の内容はP.7をご覧ください。)

【人身傷害補償】は被共済者(被共済車両の運転者・同乗者)の事故時の人的損害を、被共済者別に実際の損害額などをもとに算出して共済金を支払うのに対し、【搭乗者傷害特約】では事由別に決められた定額の共済金を支払うという違いがあります。また事故発生状況や付帯するその他の特約によって補償となる被共済者の範囲や共済金支払対象となる損害に違いが出る場合があります。

●死亡の場合

人身傷害補償 葬儀費用+精神的損害+逸失利益等の額(標準型は5,000万円が限度)
搭乗者傷害 【契約証書】に記載されている補償額(1,000万円または500万円)

●入・通院の場合

人身傷害補償 治療費+診断書料+休業損害+精神的損害等の額(標準型は5,000万円が限度)
搭乗者傷害 入院日額:7,500円、通院日額:5,000円(事故日から200日以内 150万円が限度)

※上記は制度概要です。詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

※運転者を【主たる被共済者・配偶者】に限定している場合、それ以外の方が運転中に発生した事故は補償対象外となります。

●掛金は算出条件などによって異なります。下記以外の算出条件での掛金については、所属の組合を通じて各都道府県

支部までお気軽にお問い合わせください。

“じちろうマイカー共済”は、家計にやさしい掛金です! 団体割引32.5%*が

適用されています! *掛金体系の変更、職域掛金の廃止に伴い割引率が変わりました。
*団体割引は、車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。また、毎年11月時点の実績により変動することがあります。

掛金例 二輪自動車の場合

標準型(基本補償) 運転者年齢条件26歳以上でも

月払掛金 **1,980円** (年払掛金22,690円)

試算条件

- 団体割引：あり
- 適用等級：10等級(事故なし)
- 運転者年齢条件：26歳以上補償
- 主たる被共済者年齢区分：30歳未満

※記載の掛金は契約開始日を2021年11月1日として算出しています。
※団体割引率32.5%は2021年11月以降に発効する契約(新規契約の場合は補償開始日2021年10月1日以降)から適用されます。



搭乗者傷害特約と自損事故傷害特約の補償内容について

二輪自動車と原付自転車の補償にある「搭乗者傷害特約」と「自損事故傷害特約」の補償内容は、以下のとおりとなります。

※二輪自動車の標準型には搭乗者傷害特約(500万円)と自損事故傷害特約(1,500万円)、原付自転車の標準型には自損事故傷害特約(1,500万円)が予め付帯されています。また、マイバイク特約は選択する型によって付帯される特約が異なります。

補償内容		搭乗者傷害特約	自損事故傷害特約
補償内容		契約車両(被共済自動車)の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	自動車事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。
支払い例	入院の場合	日額 7,500円	日額 6,000円
	通院の場合	日額 5,000円	日額 4,000円
	支払限度日数	事故日より 200日	事故日より 200日
死亡等の補償額		500万円 または 1,000万円	1,500万円

掛金の払込方法は「口座振替」のみとなります。なお、JA・外資系銀行・ネット銀行・一部の信用組合など指定できない金融機関があります。

原付自転車

※掛金例の金額は、2021年11月発効からの掛金です。

- * じちろうマイカー共済において四輪車契約がある場合は、「マイバイク特約」を四輪車契約に付帯することで、ご家庭にある原付自転車を補償に加えることができます。
- * 原付自転車は、マイバイク特約・単独契約とも、運転者の年齢や事故・無事故歴を問わない一律掛金となります。

【四輪車契約がある方へ】

		標準補償型(10B)	補償充実①型(103)	補償充実②型(31B)
マイバイク特約	人身傷害補償	—	—	5,000万円
	搭乗者傷害特約	—	1,000万円	—
	自損事故傷害特約	1,500万円	1,500万円	—
	無共済車傷害	無制限	無制限	無制限
	対人賠償	無制限	無制限	無制限
	対物賠償	無制限	無制限	無制限
	月払掛金	400円	930円	1,600円
年払掛金	4,680円	10,630円	18,370円	

※単独契約(標準型)には、弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)がセットされています。
※月払掛金は、分割払割増が適用された金額となります。
※掛金は、補償内容や特約付帯などの条件設定によって異なります。

【四輪車契約がない方へ】

		標準型
単独契約	人身傷害補償	—
	搭乗者傷害特約	—
	自損事故傷害特約	1,500万円
	無共済車傷害	無制限
	対人賠償	無制限
	対物賠償	無制限
	月払掛金	860円
年払掛金	9,850円	

※【算出条件:標準型(基本補償)のみ、各種割引なし】

マイバイク特約について

- ①マイバイク特約には、上表のとおり『3つの型』があります。マイバイク特約を付帯される場合は、1つ選択してください。
- ②主たる被共済者と、同居する家族が所有する原付自転車が複数台あっても、1つの「マイバイク特約」ですべての原付自転車が補償対象となります。
※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外となる場合もあります。
- ③借りた原付自転車で事故にあわれても、被共済者からのお申し出があれば、ご希望により「マイバイク特約」から優先して支払うこともできます。
※主たる被共済者と、同居する家族が所有する原付自転車でも他人に貸している間に発生した事故は補償対象外となりますので、ご注意ください。
- ④「弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)」および「弁護士費用等補償特約」は、四輪車契約に付帯されたものが適用されます。

事故時の対応

「こくみん共済 coop」は全労済の新愛称です。



迅速な対応、親身なアドバイス、交渉結果の丁寧な説明のおかげで不安がなくなりました。

山梨県 女性

全国76カ所・約800人のスタッフがしっかりサポートします。

事故発生時

事故受付

休日・夜間を問わず、24時間365日

マイカー共済事故受付センター **0120-0889-24** ※携帯電話からもご利用いただけます。

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4600(有料)

対応・示談

現場急行

現場急行サービスも24時間365日

要請があれば「こくみん共済 coop」が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご心配・ご不安を解消します。

※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話での説明やアドバイスとさせていただきます場合があります。

フオロ後の

事故初期対応

土・日・祝日(9:00~21:00)もサポート *19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、病院への連絡や相手方への対応、代車手配など、事故の初期対応をサポートします。

※重大事故(死亡・入院または多重事故の場合)は、ご要望により専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、安心をご提供します。

フオロ後の

示談交渉

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が示談交渉を含め事故解決までお手伝いします。

マイカー共済損調サービスセンターでは、原則として損害賠償責任のある事故の示談交渉を行います。

※あらかじめ被共済者および相手方の了解が必要です。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くすことが、円満な示談につながります。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合など、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

フオロ後の

事故の相談

マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

0120-8740-16 (受付時間：平日・休日問わず9:00~21:00)
※携帯電話からもご利用いただけます。

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部では自賠責共済も取り扱っています。

じちろうマイカー共済とあわせてぜひご加入ください。

自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)によって加入が義務づけられており、もし加入しないまま車やバイクに乗ると、法律によって「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となるほか、道路交通法違反(違反点数が6点になり免許停止処分)の対象となります。

- 加入について
 - 加入できる方 自治労共済生協の組合員の方が加入できます。組合員になるには、組合員加入手続きと出資金が必要です。
 - 申込方法 組合窓口を通じて「こくみん共済 coop」への取り次ぎを行います。または最寄りのこくみん共済 coop 指定整備工場に、自治労共済生協の組合員であることをお伝えいただき、掛金を添えてお申し込みください。その際、契約している車両の車検証、自賠責保険(共済)証明書をお持ちください。新車等の新規車検登録の場合は、車台番号および車種が記載された書類(自動車売買契約書等)をお持ちください。

※車検対象自動車で継続車検を受けられる場合の自賠責共済のお申し込みは、現在の車検満日の2ヵ月前からお申し込みいただけます。

- 共済金請求方法について
 - 加害者請求 被害者に損害賠償金を支払ったとき、その支払額の範囲内で共済金請求ができます。
 - 被害者請求 加害自動車の加入している共済組合(保険会社)に対して、直接損害賠償額の支払いを請求できます。

自賠責共済で支払いできる事故、および支払いの内容

【支払いできる事故】
契約車両(被共済自動車)を運転中に、他人にけがをさせたり、他人を死亡させたりした場合に共済金を支払います。

【支払いの内容】
支払いの限度額

傷害による損害	後遺障がいによる損害	死亡による損害
最高120万円	最高3,000万円*	最高3,000万円

*神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障がいを残して介護が必要な場合。常時介護のときは最高4,000万円まで。

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部内に自賠責共済センターを開設しています。自賠責共済のお問い合わせは、自賠責共済センターまたは各都道府県支部までご連絡ください。

自賠責共済センター **0120-417-281**
(受付時間:平日9:00~17:15)

マイカー共済ロードサービス

「こくみん共済 coop」は全労済の新愛称です。



車内へのカギの閉じ込みで手配しました。無料で対応してもらえて助かりました。

埼玉県 女性

24時間
365日
ご利用可能

故障などのトラブル解決に、ロードサービスをご活用ください。

マイカー共済ロードサービスの内容

走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

被共済自動車故障により自力走行不能となり、現場での緊急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカー手配をし、けん引距離は100kmまで、レッカー費用を無料サービスします。

※ご自身で手配されたレッカー費用の精算はいたしません。
※100kmを超えたけん引については有料となります。
※現場から「こくみん共済 coop」が指定する最寄りの修理工場までは距離無制限。



現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)作業、カギの開錠(国産・外車のシリンダーインロック開錠)作業、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業で、現場での30分以内の作業費用が無料サービスとなります。



燃料切れ時のガソリンまたは軽油お届けサービス

燃料切れ時のガソリンまたは軽油を10Lまで無料でお届けします(1共済契約期間1回のみ)。



脱輪・落輪等引き上げのサービス(クレーン等を伴う特殊作業も無料)

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合、クレーン等での引き上げ・引き出し作業を無料で行います。



(雪道・ぬかるみ・砂浜等でスリップ・スタック状況からの引き上げ等、一部有料の場合もあります。)

※サービスのご利用には、一部制限があります。
※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。



24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます。

対象となる自動車

マイカー共済にご加入のすべての被共済自動車
※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、**マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。**

ご利用の方法

24時間受け付けています。携帯電話からもご利用いただけます。

もしものときは **0120-889-376** ハヤク ミノロードサービス にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルに事前にご連絡いただき、「こくみん共済 coop」が認めた場合に限ります。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。
※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。
※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4590(有料)

車検・修理・点検は全国ネットのこくみん共済 coop 指定整備工場で!

事故時の修理はもちろん、各種点検整備や車検など安心のサービスを割引価格でご提供できる指定整備工場が、安全運転のサポートをさせていただきます。全国約1,200カ所の全国ネットワークだから、旅先でも安心です。※自賠責共済の取り次ぎも行っています。

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき（**契約概要** **注意喚起情報**）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は共済名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop 自治労共済推進本部（以下「こくみん共済 coop」）までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、こくみん共済 coop のホームページ（<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>）よりご参照いただくか、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明 主な用語の説明はつぎのとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり」をご確認ください。

用語	定義	用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。	同居	(ア) マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・所有の別を問いません。） (イ) 同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ) 二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっており、一旦外出して行き来する場合
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。	配偶者	婚姻の相手方をいいます。（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。）
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。	被共済自動車	主たる被共済者が主に使用する自家用自動車で、かつ、家庭用（通学、買い物やレジャーなどに使用することをいいます。）に使用する自動車とし、共済契約証書に記載された自動車とします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車および同条第3項に定める原動機付自転車をいいます。	未婚	過去に婚姻歴がないことをいいます。
主たる被共済者	被共済自動車を主に使用する方で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約証書に記載された1名をいいます。 ① 契約者 ② 契約者の配偶者 ③ 契約者の同居の親族 ④ 契約者の配偶者の同居の親族	用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		
同居	同一家屋に居住（建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。）することをいいます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は別居とみなします。		

I 契約締結前にご確認いただく事項

1. 制度の仕組み

(1) 制度の仕組み **契約概要**

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等はつぎのとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
同乗者の補償 （自身や相手方の賠償）	人身傷害補償	無共済車傷害補償	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約	〈自動セット〉 他車運転危険補償 弁護士費用等補償特約（賠償対応補償付） または 弁護士費用等補償特約
		被害者救済費用等補償特約	自損事故傷害特約 搭乗者傷害特約	
車の補償	対人賠償 対物賠償 （対物超過修理費用補償）		危険限定車両損害補償特約（エコノミーワイド） 自動車相互間衝突損害補償特約（エコノミー） 新車買替特約 付随諸費用補償 補償額限定一般補償（補償額限定車両損害補償特約） 地震・噴火・津波に関する車両全損一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについてはP.5～6をご参照ください。	〈任意セット〉 自転車賠償責任補償特約 マイバイク特約

(2) 契約できる自動車 **契約概要**

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証（以下「車検証」*1）といふ「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限り、車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- *1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- *2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限り、かつ、
- *3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- *4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限り、かつ、

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車（8ナンバー）*2	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車*3	○	○
軽四輪貨物車	○	△ ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車（8ナンバー）*2	○	○
普通貨物車*3	○	△ 最大積載量0.5t以下
キャンピング車*4	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

○：付帯可、△：制限あり、×：付帯不可

(3) 契約できない自動車 **契約概要**

つぎの①から⑥のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

- ① 乗用車で乗車定員が10名を超える自動車
- ② 貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ ダンプカー（ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます）
- ④ 法令に定める規格以外に改造された自動車*1
- ⑤ 有償でもしくは貨物を運送することのある自動車*2
- ⑥ 危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車けん引することのある自動車

- *1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- *2 白タク、白トラ、運転代行業等の使用自動車のことをいいます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は、つぎのとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
同乗者の補償 （自身や相手方の賠償）	人身傷害補償	被共済自動車に搭乗中の事故等により、けがをした場合、死亡した場合、後遺障が生じた場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。*	● 被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 など
相手方の賠償	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。なお、自己負担額（保険）により支払われるべき金額を超える部分に限り支払います。	● 契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ● 被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
	対物賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	● 契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ● 被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 など
車の補償	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします（全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします）。	● 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ● 欠陥・摩滅・腐しよく・さび、その他自然の消耗、故障減 ● 取り外された部分品、付属品に生じた損害、定義されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ● 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 など

* 人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります（「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます）。
※ 上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

ポイント

補償内容

契約の条件など

掛金例

安心のサポート体制

1日限りのサービス

(2)自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。
契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

(3)主な特約の概要 契約概要

特約には、つぎの2種類があります。

- ①自動セット特約：契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約：契約時にお申し出があり、「こくみん共済 coop」が引き受ける場合にセットされる特約

例) ●任意セット特約：地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド（危険限定車両損害補償特約）の場合に、契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車全損*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします（車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします）。

*地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合があります。

●任意セット特約：車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、つぎのA、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

A. つぎのa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または（駐停車中の被共済自動車に相手自動車衝突または接触）による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと「こくみん共済 coop」が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確認した場合。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件

- (例)
- 被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
 - 被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合
 - 被共済自動車が全焼した場合
 - 建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

イ. 相手自動車について、つぎのa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際に契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、「事業規約・細則」等でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲			
		① 主たる被共済者 または配偶者	② ①の同居のご親族	③ ①の別居の 未婚のお子さま	④ ①～③以外の方
○：補償します ×：補償しません	運転者限定特約	なし	○	○	○
	本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を適用しません。

●本人・配偶者限定特約

運転する方を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

●運転者年齢条件

運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

●子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子ども専用の年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子どもの運転年齢条件	この特約が付帯できる運転者年齢条件
(1) 年齢問わず補償	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2) 21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3) 26歳以上	35歳以上

(6)共済期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

共済期間は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。
ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も共済期間とみなします。
※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

(7)契約の効力開始日 注意喚起情報

支払方法「口座振替」の場合

「こくみん共済 coop」での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、「こくみん共済 coop」での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます。

※「こくみん共済 coop」が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。

3.掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1)掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。
実際に契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、7%の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。														
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に以下の年齢区分が適用されます。共済期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>30歳未満</th> <th>30歳以上 40歳未満</th> <th>40歳以上 50歳未満</th> <th>50歳以上 60歳未満</th> <th>60歳以上 70歳未満</th> <th>70歳以上 75歳未満</th> <th>75歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上							
30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上									
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車・軽四輪乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等にもとづき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは普通乗用車・小型乗用車は1～17クラスの17段階、軽四輪乗用車は1～3クラスの3段階で、年1回見直しを行い、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。														
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・衝突被害軽減ブレーキ（AEB）割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引・沖縄県割引・団体割引														

(2)掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます。「こくみん共済 coop」の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されており、同一の金融機関口座を指定いただいた場合、各契約の掛金を合算した額で振り替えさせていただきます。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

(3)2回目以降の掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

(4)割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

II 契約締結時にご注意いただく事項

1. 告知義務 (加入申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、「こくみん共済 coop」が重要な事項として告知を求めた事項 (告知事項) に回答いただく義務 (告知義務) があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります (特に、申込後、自動車保険情報交換制度によって、ご申告の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)。

<主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日	被共済自動車を主に使用する方であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

III 契約締結後にご注意いただく事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号 (車両番号、標識番号) を変更した場合など。

また、契約後、つぎの事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、「こくみん共済 coop」までご通知ください。

・共済契約証書記載の住所を変更するとき ・被共済自動車を譲渡するとき ・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えるとき	・契約者または主たる被共済者を変更するとき ・運転者の範囲 (運転者の限定、運転者年齢条件) を変更するとき ・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき
-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

2. 共済契約の自動継続に関する特約

注意喚起情報

共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、「こくみん共済 coop」または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は共済期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、補償額限定一般補償、新車買替特約、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

なお、事業規約・細則の改正があったときには、更新日における改正後の事業規約・細則にもとづく掛金の額、補償内容等 (支払事由・共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項) により更新します。

また、「こくみん共済 coop」は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で補償内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

3. 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

契約を解約する場合は「こくみん共済 coop」までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは「こくみん共済 coop」までお問い合わせください。

4. 契約の中断制度について

注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、「こくみん共済 coop」にご連絡ください。契約の中断日 (契約の解約日または満期日) の翌日から13か月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 補償の重複

注意喚起情報

1. つぎの補償または特約 (以下「補償等」といいます) を契約される場合、同様の補償等を契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、「こくみん共済 coop」の契約以外 (損保等) に同様の補償等を契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等 (例)>

マイカー共済	重複する可能性がある「こくみん共済 coop」の補償 (制度) 等
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、2台目以降は「被共済自動車で乗車中の事故」に限定することができます。
人身傷害に関する交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害に関する交通事故危険補償特約
車両損害付随諸費用補償	○こくみん共済の携行品損害補償
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○こくみん共済の損害賠償補償 ○住まいる共済の個人賠償責任共済

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外して契約いただくことはできません。

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや補償される金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。※補償が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります (それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。
- 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

注意喚起情報

「こくみん共済 coop」は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、「こくみん共済 coop」の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

所属団体について

所属する労働組合・共済会等 (以下「所属団体」といいます) を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報 (特定個人情報を除く) を所属団体へ提供させていただきます。

情報交換制度について

共済制度の健全な運営を確保するため、本契約に関する個人情報を各共済事業団体、(一社) 日本損害保険協会および各損害保険会社との間で共同利用させていただきます。

医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報 (医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等) に提供することがあります。

こくみん共済 coop 指定整備工場について

組合員・お客さまの利便性向上およびご契約車両の保安管理のため、車検切れ防止対策や車検・法定点検整備・修理等のサービス案内に必要な範囲内の個人情報を、こくみん共済 coop 指定整備工場との間で共同利用させていただきます。

再共済 (再保険) について

再共済 (再保険) 契約の締結や再共済 (再保険) 金の請求等のため、再共済 (再保険) の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済 coop ホームページ (<https://www.zenrosai.coop>) をご参照ください。

信用リスクに関する事項

「こくみん共済 coop」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。「こくみん共済 coop」は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください）。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。「こくみん共済 coop」は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者からわって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

自治労共済生協定款 — 組合員および出資金に関する条文抜粋

（※定款上の「この組合」とは自治労共済生協のことをいいます）

1. 組合員の資格

- (1) この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。
- (2) この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名、住所、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に提出しなければならない。

3. 自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。
(1) 組合員たる資格の喪失

- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。
 - ① 1年間この組合の事業を利用しないとき。
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- (2) 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

6. 出資

組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

7. 出資1口の金額及び払込み方法

出資1口の金額は100円とし、金額一時払込みとする。

ご加入にあたって

① 契約に際しては、P.19～の「マイカー共済 ご契約のてびき」(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

注意

- 加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。加入申込書の告知欄は必ずご確認ください。正確にご記入ください。「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。
※ 契約期間中に買い替え等により、被共済自動車に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。
- 加入申込書を審査した結果、適用等級や過去の事故履歴等によっては、「こくみん共済 coop」では契約をお引き受けできない場合があります。

こくみん共済 coop 指定整備工場からの 車検のご案内について

「こくみん共済 coop」ではお車の車検切れ防止、車検等費用の割引サービスなど、安全で経済的な車検サービスのため、お住まいのお近くの指定整備工場から「車検のご案内」をお送りしています。この「車検のご案内」をお送りするために、契約者の住所・名前・車検満了日等の車検にかかわる個人情報についてお近くの指定整備工場と共同利用をしています。この目的以外に指定整備工場と個人情報を共同利用することはありません。指定整備工場からの「車検のご案内」が必要な方は、申込書の該当欄の「①希望しない」を○で囲んでください。

加入後の契約内容変更について

注意

ご加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、すみやかに所属の組合を通じて各都道府県支部までお申し出ください。変更についてのご連絡がいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約内容の変更例

車の買い替えなどによる 契約車両の変更

新しいお車を取得された場合は、変更申込書にてすみやかに変更手続きをお願いします。また、変更の承認後、掛金の追徴・返還をする場合がありますのでご注意ください。

車を廃車・譲渡した場合

所属の組合を通じて各都道府県支部までお申し出いただき、解約手続きをお願いします（解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください）。手続き後、返還金がある場合は「こくみん共済 coop」より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がない場合には、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」し、将来（10年以内）にお車を購入された際、無事故割引等級を引き継ぐことができます。

運転者の年齢条件の変更、 住所の変更等

変更申込書をご利用のうえ、各種条件や、契約内容の変更手続きをお願いします。

掛金の振替口座の変更 (口座振替契約の場合)

「こくみん共済 coop」所定の書類がございまして、所属の組合を通じて各都道府県支部までお申し出ください。振り替えができない場合、契約が失効となり、事故の補償等ができない場合がありますのでご注意ください。

車検証の名義や 登録内容の変更の場合

車検証の住所や所有者の名義が変更になった場合、移転登録等の手続きを15日以内に申請するよう法律（道路運送車両法）によって義務づけられています。変更されないと、リコールの案内・税金のお知らせが届かないなど、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

その他補償内容の変更などについても、 所属の組合を通じて各都道府県支部までお申し出ください。

※詳細につきましては、ご加入後にお届けする「ご契約のしおり」またはこくみん共済 coop ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

※「ご契約のしおり」は環境負荷軽減の観点から、2021年4月発効分の更新時より同封を省略します。

ただし、制度改定があった場合は、直後の更新時に同封します。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

「こくみん共済 coop」では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。「こくみん共済 coop」に対するご相談・ご不満などがございましたら「こくみん共済 coop 自治労共済推進本部」までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、「こくみん共済 coop」で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力をする交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っていきます。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、「こくみん共済 coop」で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。